平成２１年（フ）第３５７３号
横浜市青葉区藤が丘１丁目19番地２
債務者　長縄　裕輔
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９８号
横浜市都筑区荏田東３丁目４番42号
債務者　成瀬　　保
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２号
愛知県豊田市竜神町飛越42番地２　保寿美工業寮
債務者　入江　晃博
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４号
愛知県蒲郡市三谷北通３丁目39番地
債務者　渡辺　英行
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６号
愛知県新城市野田字上市場26番地２　上市場東住宅Ｂ棟401号
債務者　今村ひろみ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１８号
愛知県蒲郡市府相町３丁目１番地　コーポのぞえ202
債務者　國見千恵子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６号
愛知県豊川市牛久保町蓮台22番地の９　エルハイム２階Ａ号室、住民票上の住所愛知県豊川市萩山町３丁目12番地の４　メゾン萩山101号
債務者　田中　　太
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２７号
愛知県豊橋市新栄町字牟呂下51番地１　Ａ―106
債務者　中村みゆき
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３４号
愛知県豊橋市東幸町字大山116番地１　ユトリロ東幸512号
債務者　井出山澄男こと　イデヤマ　パウロスミオ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５号
愛知県豊川市伊奈町正庵89番地41　ライフイン　エントピアユーキ
債務者　三角　志津
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４３号
愛知県豊橋市東脇１丁目18番地６
債務者　永井　睦子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５３号
愛知県豊橋市大岩町字北田６番地
債務者　高橋　顕司
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０８号
栃木県日光市猪倉3507番地144
債務者　井上　知春
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２０号
栃木県鹿沼市千渡1367番地３　野崎ハイツ202号
債務者　木下　昭子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係